

市議会から提出した 議案のご紹介

議員提出議案第2号 (条例の制定)

市議会議員の議員報酬の特例に関する条例の制定について

原案可決

議案の内容

令和2年7月1日から同年12月31日までの間、市議会の議長、副議長、議員に毎月支給される議員報酬の額を、以下の割合で減額します。

【減額割合】

- 議長 12/100 (12%を減額、△67,200円×6か月)
- 副議長 10/100 (10%を減額、△50,700円×6か月)
- 議員 10/100 (10%を減額、△46,000円×6か月)

【減額の総額】

843万5,400円

提案理由

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、市民の日常生活や地域の経済活動に多大な影響が生じていることから、共に痛みを分かち合い、感染症対策の最前線で働く方々に感謝と応援の気持ちを表し、支援することを目的として、議員報酬を減額するものです。

委員会提出議案第5号 (条例の制定)

市議会議員の議員報酬及び期末手当の特例に関する 条例の制定について

原案可決

議案の内容

議員が疾病その他の理由により90日を超える期間、市議会の会議を全て欠席した場合、議員報酬及び期末手当の額を、以下の割合で減額します。また、議員が刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留などの身体を拘束される処分を受けたとき、議員報酬及び期末手当の支給を停止し、有罪の場合には不支給とすることについて、定めるものです。

【減額割合】

- 欠席期間が91日～180日以下の場合 20/100 (20%を減額)
- 欠席期間が181日～365日以下の場合 30/100 (30%を減額)
- 欠席期間が365日を超える場合 50/100 (50%を減額)

提案理由

議会改革の一環として、議員の職責及び市議会への市民の信頼を確保できるよう、議員が市議会の会議を長期欠席した場合等の議員報酬及び期末手当の支給の特例を定めるものです。

令和2年第2回定例会において、市議会から複数の議案を提出しました。

これらの議案は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、市民生活・地域経済に大きな影響が生じていることから、様々な支援に役立ててもらうために、議員報酬を一時的に減額する条例を制定したことをはじめ、今の市議会の動きを象徴する内容のものとなっています。

委員会提出議案第4号 (意見書の提出)

地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について

原案可決

議案の内容・提案理由

地方自治体は、医療・介護など社会保障への対応、子育て支援策の充実、地域公共交通の維持・確保など、多くの行政課題への対応が求められています。さらに、平成30年7月豪雨災害の復旧、新型コロナウイルス感染症への対応など、予測がつかず重大かつ緊急を要する新たな行政課題が発生していることから、令和3年度の政府予算と地方財政の検討にあたって、地方財政の充実・強化を目指すよう、以下の事項の実現を求める意見書を、政府に提出するものです。

- 増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。
- 急増する社会保障二ーズに対応し、人材を確保するための社会保障予算を充実させ、地方財政措置を的確に行うこと。
- 政府が予算化した新型コロナウイルス感染症関連の交付金は、令和3年度も、国の責任において必要な額を確実に予算化すること。
- 地域間の財源偏在性の是正に向けて、所得税等を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な改革を行うこと。
また、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証したうえで、財政運営に支障が生じることがないように対応をはかること。
- 地方交付税における「トップランナー方式」の導入は、人口規模・事業規模の差異、各自自治体における検討経過や民間産業の展開度合いを無視して経費を算定するものであり、廃止・統合を含めた検討を行うこと。
地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、市町村合併の算定特例終了への対応、小規模自治体に配慮した段階補正の強化など対策を講じること。
- 地方交付税の法定率を引き上げ、臨時財政対策債に頼らない地方財政を確立すること。